

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和5年（2023年）7月21日（諮問第225号）

答申日：令和6年（2024年）9月30日（答申情第183号）

事案名：水俣市の字ごと及び陣内の公健法に基づく認定患者の数が分かる文書の不開示決定  
処分に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣市の字ごと及び陣内の公健法に基づく認定患者の数が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）について、令和5年（2023年）5月26日に行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）において、別表1に掲げる不開示とした部分のうち「分布の期間」は開示すべきである。

### 第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）4月12日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
  - （1）水俣市の字ごとの公健法に基づく認定患者の数（以下「開示請求①」という。）
  - （2）水俣市陣内の公健法に基づく認定患者の数（以下「開示請求②」という。）
- 2 令和5年（2023年）5月26日、実施機関は、開示請求①及び開示請求②に該当する行政文書として、「熊本県における水俣病認定患者分布図」を特定し、別表1の「不開示とした部分」について条例第7条第2号及び第6号の規定に該当することを理由に不開示とし、不開示部分を除いた部分に有意の情報は記録されていないと判断し、条例第8条第1項ただし書の規定に基づき、開示請求①及び開示請求②いずれについても、不開示決定（以下「原処分①」、「原処分②」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）6月9日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分①及び原処分②に係る処分を取り消し、本件対象文書を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- 4 令和5年（2023年）7月21日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人の求めに応じて、本件対象文書を開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）条例第7条第2号（個人に関する情報）該当性について

ア 審査請求人の求めている情報は、単純な地域ごとの認定患者の数であり、特定の個人を識別することは不可能である。また、「公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれ」とは、具体的にどのような事態が起きると想定しているのか、あまりにも抽象的である。

イ 1994年頃までは、県も公健法の字ごとの人数を公表していた。この指摘に対して、実施機関は「その後の認定者の数は少ないので、最新の人数を開示すると個人が特定できるようになる」と回答した。

ウ 仮に、ある字に認定者が一人しかいない場合であっても、とある第三者が、当該認定者が水俣病被害者手帳を使用しているところを盗み見たりするか、当該認定者が自ら認定者であることを表す言動をしない限り、個人を特定することは不可能である。

##### （2）条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

「水俣病認定審査業務の適正な遂行に支障をきたす」という不開示理由も、地域の認定患者の実数が明らかになると、どんな支障をきたすのか、具体的な説明が何もない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

#### 1 公健法の制度概要（法の趣旨、制定された経緯及び認定の対象となる要件など）について

##### （1）公健法の趣旨

事業活動等に伴って生ずる水質の汚濁の影響等による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図るこ

とを目的として昭和48年に制定された。(公健法第1条)

## (2) 制定された経緯

昭和44年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(以下「旧法」という。)が制定され、医療費等の給付を行う行政上の救済措置が講じられるとともに、昭和47年の水質汚濁防止法の改正により、民事上の見地からも被害者を救済する措置が講じられてきたが、旧法においては給付の内容が限定されており、また、水質汚濁防止法では、民事訴訟という手段により損害賠償を求めるものであったため、その解決にはかなりの労力と時間を要するという問題があり、被害者の救済に万全を期するとはいいがたい現状にあったため、民事責任をふまえた制度として、公害により健康被害を受けた被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として制定された。

## (3) 認定の対象となる要件

知事は、申請者の疫病が第2種地域に係る水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を行うこととされており、当該疫病にかかっていると認められるかどうかについては、公害健康被害認定審査会の意見をきかなければならないとされている。(公健法第4条第2項)

## 2 本件不開示決定について

### (1) 条例第7条第2号(個人に関する情報)該当性について

ア 「地名及び認定患者の実数」(以下「不開示部分①」という。)について、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に当たるとして、不開示とした。

イ 水俣病被害者の支援団体等は、普段の活動を通じて被害者の方々の様々な情報を把握していることから、新たに認定される者が出た場合には、それらの情報と過去の時点における分布図の認定者数とを比較・照合することにより、個人が識別されるおそれがある。

### (2) 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)該当性について

ア 「分布の期間」(以下「不開示部分②」という。)について、公にすることにより、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、条例第7条第6号に基づき不開示とした。

イ 不開示部分②は、本件対象文書の作成に当たり、期間の設定が必要であることから、便宜的に一定の期間を区切ったものにすぎないにもかかわらず、当該期間を開示することにより、当該期間頃に水俣地域等に居住していたことをもって、県がばく露の有無を判断していると誤解を与える可能性がある。その場合、団体等から当該期間を設定した根拠及び県が説明している総合的判断との相違について厳しく追及され、審査を拒否するための検診拒否等に発展することで、県の認定審査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 訴訟及び行政不服審査において汚染の始期について明確な主張は行って  
いないにもかかわらず、不開示部分②を開示することにより、原告側の書証  
(物証)として使用される可能性があり、県は当該期間の始期をばく露時期  
と考えていると主張され、誤った主張に基づき裁判所が判断を下す可能性が  
あるなど、係争中の案件に影響を及ぼすおそれがある。

エ 県の認定審査においては、居住期間のみをもって申請を排除することはな  
く、一件一件総合的に検討しているにもかかわらず、不開示部分②の期間頃  
に水俣・芦北地域等に居住していなければ認定されないと誤解を与え、認定  
申請を控える者が出る可能性があり、県の事業の適正な遂行に支障を及ぼす  
おそれがある。

## 第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処  
分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件対象文書について

- (1) 実施機関によると、本件対象文書は、水俣病の認定審査において、各申請  
者の有機水銀へのばく露の状況を判断するに当たり作成・活用しており、居  
住地域の認定者数を判断材料の一つとしているとのことであった。
- (2) 熊本県における水俣病認定患者の数(1,791)及び字ごとの内訳数は、  
各申請者の居住歴等を記した疫学調査書、審査会資料を基に居住地域を振り  
分け、積み上げて集計したとのことであった。

### 2 本件不開示決定の妥当性について

#### (1) 条例第7条第2号(個人に関する情報)該当性について

ア 条例第7条第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月  
日その他の記述等(中略)により特定の個人を識別することができるもの  
(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる  
こととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、  
公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。た  
だし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが  
予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要  
であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報とその職

務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（中略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

イ 当審議会において、実施機関に対し、不開示部分①を公にすることにより、個人が識別され得るのは、具体的にどのような場合なのか、個人が特定され得た事例がなければ、想定され得る例を挙げて具体的に説明するよう求めたところ、以下のとおりであった。

まず、水俣病認定申請を行う方の中には、家族を含め、認定された場合はもとより、単に申請していることすら周囲に知られたくない方が今も実在している。そのため、行政が公表した情報を基に個人が特定されるような事態は絶対にあってはならない。県としては、水俣病の罹患という極めてセンシティブな情報について、行政側から公表した情報を基に万が一にも個人が特定されるようなことがあってはならないとの考えの下、認定者が出たときの情報公開を、認定者の「性別」、「年代」及び「申請時点の住所（県内・県外のみ）」に限定している。

平成6年11月以降、地域ごとの認定患者数を非公表としたこともあり、県が公表した情報を基に、個人が特定された事例は発生していないものの、以下ウのような事例単独又はそれらが相互に関連することにより、特定の個人が識別されることが想定され、個人が特定されると周辺地域への風評被害、謂れのない噂等により人権侵害につながるおそれが生じるため、引き続き非公表とすべきと判断している。

ウ 実施機関は想定され得る例として、以下のとおり説明した。

- ① 認定された方が被害者の支援団体等に所属していた場合には、被害者の支援団体等が所有している各申請者の生年月日、居住歴等の情報と、開示された居住地の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能となる。
- ② 水俣病認定申請を行う方の中には、家族に差別・偏見による中傷被害が及ぶことを避けたい等の理由により、申請を行っていることを家族、親族にも秘密にしている方がいるが、家族のみならず親族であれば、開示された居住地の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能となる。
- ③ 認定された方の近隣の住民が、チッソ社員が当該認定者宅に来訪している事実等と、開示された居住地の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能となる。
- ④ 水俣病問題に関心があり、普段から情報収集に努めている第三者が、SNSやインターネット等により収集した情報と開示された居住地の情報を組み合わせることにより、個人の特定が可能となる。

エ 実施機関によると、想定され得る例として挙げた①において、水俣病被

害者の支援団体は公健法の認定申請に係る行政不服審査請求等で申請者の代理人となり、申請者のパーソナルな情報を把握しているとのことであった。

オ 認定者が出た場合には、県は当該認定者の「性別」、「年代」及び「申請時点の住所（県内又は県外）」という3つの情報を公表する。この情報に、仮に今回、不開示部分①を開示すれば、過去の時点の分布図と比較し、認定者のばく露期の居住地の情報が分かることになる。

カ 支援団体は申請者の氏名に加え、「性別」、「年齢」、「現在の居住地」及び「ばく露期の居住地」を把握していることと、現在、認定患者として認められる人が極めて少なくなっているという事実も併せて考慮すると、開示されれば、特定の個人が識別されるおそれがあるという実施機関の主張は首肯し得る。

なお、不開示部分①は同号ただし書いずれにも該当しない。

キ したがって、不開示部分①について、同号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

## (2) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

ア 条例第7条第6号は次の情報を不開示情報として規定している。

県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（後略）

イ また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断について、条例の解釈運用基準において「判断に当たっては、『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要がある。」との説明がなされている。

ウ 実施機関は不開示部分②について、開示することにより「当該期間頃に水俣地域等に居住していたことをもって、県がばく露の有無を判断しているとの誤解を与える可能性がある。」「原告側の書証として使用される可能性があり、誤った主張に基づき裁判所が判断を下す可能性がある。」「当該期間頃に水俣・芦北地域等に居住していなければ認定されないと誤解を与え、認定申請を控える者が出る可能性がある」等、主張するが、当審議会が事務局をして、平成7年（1995年）まで公表していたとされる「水俣病問答集（平成7年4月）」の「熊本県における水俣病認定患者分布図（平成6年（1994年）11月25日処分現在）」（以下「平成6年分布図」という。）を確認せしめたところ、不開示部分②と同じ期間が記載されていた。

エ また、実施機関によると、公表されていた平成6年分布図は、裁判にお

いて、書証として頻繁に提出されているとのことであり、不開示部分②と同じ期間が平成6年分布図にも記載されていることからすれば、今回開示したとしても実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められない。

さらに、実施機関のいずれの主張においても、そのおそれの程度は、可能性の域にとどまるものであり、「法的保護に値する蓋然性」があるとは認められない。

オ したがって、不開示部分②は同号に該当せず、開示すべきである。

## 2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年（2023年） 7月21日	・ 諮問（第225号）
令和5年（2023年） 2月21日	・ 審議
令和6年（2024年） 3月27日	・ 口頭意見陳述、実施機関からの説明聴取、審議
令和6年（2024年） 7月24日	・ 審議
令和6年（2024年） 8月28日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓  
委 員 甲斐 郁子  
委 員 齊藤 信子  
委 員 関 智弘

別表 1

不開示とした部分	不開示根拠規定	審議会の判断
地名及び認定者の実数 (不開示部分①)	条例第 7 条第 2 号	不開示妥当
分布の期間 (不開示部分②)	条例第 7 条第 6 号	開示すべき